

# 令和5年度 福祉職場インターンシップ実施要項

## 1. 目的

福祉・介護の仕事に関心を持つ県内中・高校生を対象に、福祉職場でのインターンシップの場を提供し、実際の仕事の体験を通して、福祉施設の疑問や不安を払拭し、福祉の職場で働くことのイメージづくりや福祉業界への関心を高めるものとする。また、実際に働く職員から直接話を聞くことにより、学生の業界研究や今後の就職活動に活かすことを目的とする。

## 2. 実施主体

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会

## 3. 参加費

無料（※昼食代や交通費は各体験者の負担とする）

## 4. 対象者

徳島県内で在学中の中・高校生（定員：各施設3名）

## 5. インターンシップ施設

県内の高齢者施設

（徳島県老人福祉施設協議会から推薦を受け、徳島県福祉人材センターに対し、インターンシップ先として登録を行った施設）

## 6. 期間

令和5年12月16日から令和6年1月14日までの間の1日間

## 7. インターンシップ内容

各施設において作成した福祉職場インターンシップ受入施設申込書（様式1）及び実施計画書（様式2）による。なお、時間は5～6時間／1日とする。

### 【具体例】

#### （1）見学

施設の概要及び職員の仕事の様子の見学

#### （2）就業体験（例）

施設での仕事の体験

①介護・介助などの職場体験

②レクリエーションへの参加などの交流体験

③掃除、洗濯などの職員の補助業務体験

※受入施設は①～③を組み合わせ、プログラムを作成すること。

#### （3）職員との交流

職員への質問や意見交換会

#### （4）インターンシップの振り返り

インターンシップ報告書の記入・提出

## 8. インターンシップ受入費用

1事業所につき5,000円を支払う。

ただし、感染症検査等にかかる費用は受入費用の中から、施設が体験者に領収書と引き替えに支払う。

## 9. 実施方法

### (1) インターンシップ施設の登録

- ① 福祉職場インターンシップの受入れを行う施設は、実施主体（以下「県社協」という。）に福祉職場インターンシップ受入施設申込書（様式1）及び福祉職場インターンシップ実施計画書（様式2）を提出するものとする。
- ② 県社協は審査の結果、適当と認められる場合は、施設の登録を行うとともに、施設の代表者に福祉職場インターンシップ受入施設登録書（様式3）を交付するものとする。

### (2) インターンシップの実施及び報告

- ① インターンシップを希望する者（以下「申込者」という。）は、受入施設一覧から体験施設を選び、福祉職場インターンシップ申込書（様式4）または専用申し込みフォームより申し込むものとする。
- ② 県社協は、申込内容を確認のうえ、適当と認められる場合は、当該施設と受入れについて協議を行うものとする。
- ③ 県社協は、協議の結果、インターンシップの受入れが決定した場合は、申込者に福祉職場インターンシップ決定通知書（様式5）により通知するとともに、体験施設に申込書の写しを交付する。
- ④ インターンシップ受入施設の代表者は、体験終了後、体験者から福祉職場インターンシップ報告書（様式6）の提出を求めるとともに、福祉職場インターンシップ報告書・請求書（様式7）を作成し、体験者の報告書と併せて、県社協に提出するものとする。
- ⑤ 県社協は、報告書の内容を確認のうえ、適当と認められる場合は、体験施設に受入費用を支払うものとする。

### (3) 事故等への対応について

- ① 本事業の実施に際して起こった事故等については、受入事業所が対応するものとする。
- ② 県社協は体験者のインターンシップ中の事故等による負傷、または受入事業所に損害を与える事態に対応するため、ボランティア保険に加入するものとする。

### (4) その他

- ① この事業により体験できる施設数は、原則として、体験者1人につき1施設とする。